



# 金沢市公報

号外第19号の2

平成17年(2005年)6月27日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
規則		金沢市消防本部消防職員委員会に関する規則
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 (職員課)	1	の一部を改正する規則 (消防総務課) 7
金沢市観光会館条例施行規則等の一部を改正する規則 (行政経営課)	1	告示
租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則及び租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則 (建築指導課)	6	金沢市農林漁業振興融資資金利子補給金交付要綱の一部改正について (農林総務課) 8
		金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱の一部改正について (保健衛生課) 9
		金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正について (環境総務課) 9

## 規 則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月27日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第73号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和33年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第8条の4を削る。

別記様式中	「 該当 交通機関利用 交通用具利用 交通機関と交通用具の併用者 徒歩通勤者 非該当 ( )」	を	「 該当 交通機関利用 交通用具利用 交通機関と交通用具の併用者 非該当 ( )」	に、
-------	--	---	---	----

「 補 佐 主 査 係 」	を	「 課 員 担 当 」	に改める。
---------------------------	---	----------------------	-------

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

金沢市観光会館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月27日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第74号

金沢市観光会館条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市観光会館条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市観光会館条例施行規則(昭和37年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第1項中「使用の」を「金沢市観光会館(以下「会館」という。)の使用の」に改める。

本則に次の2条を加える。

第19条 条例第19条第1項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市観光会館指定管理者指定申出書(様式第4号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第19条第1項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 会館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第19条関係)

金沢市観光会館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

金沢市観光会館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市観光会館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市文化ホール条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市文化ホール条例施行規則(昭和57年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第1項中「文化ホールの」を「金沢市文化ホール(以下「文化ホール」という。)の」に改める。

本則に次の2条を加える。

(指定管理者の指定の申出)

第17条 条例第20条第1項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市文化ホール指定管理者指定申出書(様式第6号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第20条第1項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 文化ホールの管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号(第17条関係)

金沢市文化ホール指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地  
団体名  
代表者氏名

印

金沢市文化ホールの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市文化ホールの管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市アートホール条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市アートホール条例施行規則(平成6年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第1項中「アートホールの」を「金沢市アートホール(以下「アートホール」という。)の」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申出)

第16条 条例第20条第1項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市アートホール指定管理者指定申出書(様式第6号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第20条第1項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) アートホールの管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第6号(第16条関係)

金沢市アートホール指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地  
団体名  
代表者氏名

印

金沢市アートホールの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市アートホールの管理に関する業務の収支予算書

- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則(昭和57年規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第4条第3項中「第2条第1項」を「第1条第1項」に改める。

第6条第1項中「体育館を」を「金沢市障害者高齢者体育館(以下「体育館」という。)を」に、「館長」を「市長」に改める。

第11条を次のように改める。

(指定管理者の指定の申出)

第11条 条例第15条第1項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市障害者高齢者体育館指定管理者指定申出書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第15条第1項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 体育館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第2号裏を次のように改める。

裏

この欄には、金沢市障害者高齢者体育館の開館時間、休館日その他注意事項を記載すること。

様式第3号中「(あて先) 館長」を「(あて先) 金沢市長」に改める。

様式第4号中「館長」を「金沢市長」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第11条関係)

金沢市障害者高齢者体育館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

金沢市障害者高齢者体育館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市障害者高齢者体育館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の一部改正)

第5条 金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則(平成6年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

第8条 条例第15条第1項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市額谷ふれあい体育館指定管理者指定申出書(様式第5号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第15条第1項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 体育館の管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第8条関係)

金沢市額谷ふれあい体育館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地  
団体名  
代表者氏名

印

金沢市額谷ふれあい体育館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市額谷ふれあい体育館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(金沢市老人福祉センター条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢市老人福祉センター条例施行規則(昭和44年規則第41号)の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条に見出しとして「(登録)」を付し、同条を第1条とする。

第3条に見出しとして「(団体使用)」を付し、同条中「センターを」を「金沢市老人福祉センター(以下「センター」という。)を」に、「館長」を「市長」に改め、同条を第2条とする。

第4条に見出しとして「(利用証等の提示)」を付し、同条を第3条とする。

第5条に見出しとして「(特別室の使用の申請)」を付し、同条中「館長」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第6条に見出しとして「(使用者の遵守事項)」を付し、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の申出)

第6条 条例第12条第1項の規定による申出は、市長が別に定める期間内に、金沢市老人福祉センター指定管理者指定申出書(様式第7号)により行わなければならない。

2 前項の申出書には、条例第12条第1項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) センターの管理に関する業務の収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書
- (4) 経営状況に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第7条を次のように改める。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表を削る。

様式第1号中「第2条関係」を「第1条関係」に改める。

様式第2号中「第2条関係」を「第1条関係」に改め、同様式裏を次のように改める。

裏

この欄には、金沢市老人福祉センターの開館時間、休館日その他注意事項を記載すること。

様式第3号中「第3条関係」を「第2条関係」に、「(あて先) 館長」を「(あて先) 金沢市長」に改める。

様式第4号中「第3条関係」を「第2条関係」に、「館長」を「金沢市長」に、「註」を「注」に改める。

様式第5号中「第5条関係」を「第4条関係」に、「(あて先) 館長」を「(あて先) 金沢市長」に改める。

様式第6号中「第5条関係」を「第4条関係」に、「館長」を「金沢市長」に、「註」を「注」に改め、同様式の

次に次の1様式を加える。

様式第7号 (第6条関係)

金沢市老人福祉センター指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申出者 所在地  
団体名  
代表者氏名

印

次の金沢市老人福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

指定を受けようとする施設の名称

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 金沢市老人福祉センターの管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則及び租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第75号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則及び租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部を改正する規則

(租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部改正)

第1条 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則(昭和58年規則第10号)の一部を次のように改正す

る。

第1条、第2条第1項、第7条、様式第1号及び様式第5号その1中「第31条の2第2項第13号八」を「第31条の2第2項第14号八」に、「第62条の3第4項第13号八」を「第62条の3第4項第14号八」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の一部改正)

第2条 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則(昭和58年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条、第2条第1項、第3条、第4条及び様式第1号中「第31条の2第2項第14号二」を「第31条の2第2項第15号二」に、「第62条の3第4項第14号二」を「第62条の3第4項第15号二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月27日

金 沢 市 長 山 出 保

#### ●金沢市規則第76号

金沢市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

金沢市消防本部消防職員委員会に関する規則(平成8年規則第84号)の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(委員会の審議の結果等の周知)

第11条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

第8条第1項中「毎年度」の次に「の前半に」を、「常例とする」の次に「とともに、必要に応じ、開催する」を加え、同条第2項中「この場合において、」の次に「委員に対し」を加え、「委員に」を「意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し会議を開く日までに、当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「別記様式により」の次に「意見取りまとめ者を經由して」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、消防職員が意見取りまとめ者を經由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができる。

第7条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

- 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べることができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(意見取りまとめ者)

第7条 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者(以下「意見取りまとめ者」という。)を消防職員の推薦に基づき指名する。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。

- 意見取りまとめ者の定数は、次の各号に掲げる組織区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、意見取りまとめ者の総定数は8人とする。

- (1) 消防本部 2人
- (2) 中央消防署 2人
- (3) 駅西消防署 2人
- (4) 金石消防署 1人
- (5) 臨港消防署 1人

- 意見取りまとめ者の任期は、2年とする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じたとき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 意見取りまとめ者は、これを再任することができる。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第8条関係)

意 見 書

提出者所属名	意見提出日	年 月 日	2 整理 番号
提出者職氏名	1 意見取りまとめ者受付	年 月 日	
1 意見取りまとめ者氏名	2 受付	年 月 日	

金沢市消防本部消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。	
件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の勤務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

1 欄は意見取りまとめ者が記入し、 2 欄は空欄とすること。  
必要な資料があれば添付すること。

附 則

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 平成17年度において消防長が指名した意見取りまとめ者の任期は、改正後の金沢市消防本部消防職員委員会に関する規則第7条第3項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

告 示

●金沢市告示第216号

金沢市農林漁業振興融資資金利子補給金交付要綱(昭和37年告示第7号)の一部を次のように改正する。

平成17年6月27日

金沢市長 山 出 保

第1条第1号中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改め、同条第4号中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金融通法」に改める。

第3条ただし書中「農業近代化資金助成法施行令」を「農業近代化資金融通法施行令」に、「第2条の表第4号」を「第2条の表第3号」に、「同表第5号」を「同表第4号」に改める。

別表第1号の表の備考第1号中「の資金」の次に「(農機具の取得に要するものを除く。)」を加え、同備考第2号中「第2条の表第2号の資金」を「第2条の表第1号の資金(農機具の取得に要するものに限る。)」に改め、同備考第3号中「第2条の表第3号」を「第2条の表第2号」に改める。



●金沢市告示第217号

金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱（昭和56年告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成17年6月27日

金沢市長 山 出 保

別表中	浴槽の手すりの整備	200,000円	を
	ろ過機のろ材の交換（砂ろ過材への転換のための交換及び砂ろ過材の全部の入れ換えに限る。）	300,000円	
	配管の交換（配管の材質又は経路の変更等を伴う交換に限る。）	600,000円	
	配管の薬品又は高水圧による洗浄	300,000円	
	塩素剤の自動注入器の整備	200,000円	
	除菌のための紫外線照射処理装置、次亜塩素酸発生装置等の整備	800,000円	

「浴槽の手すりの整備」を「200,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成17年6月27日以後に行う公衆浴場の施設等の整備について適用する。

●金沢市告示第218号

金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱（平成7年告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成17年6月27日

金沢市長 山 出 保

目次中「金沢市産業廃棄物処理施設調整委員会」を「金沢市産業廃棄物適正処理調整委員会」に改める。

第1条中「事前審査等」を「事前審査その他産業廃棄物の処理」に改める。

第10条第2項中「金沢市産業廃棄物処理施設調整委員会」を「金沢市産業廃棄物適正処理調整委員会」に改める。

「第5章 金沢市産業廃棄物処理施設調整委員会」を「第5章 金沢市産業廃棄物適正処理調整委員会」に改める。

第24条（見出しを含む。）中「金沢市産業廃棄物処理施設調整委員会」を「金沢市産業廃棄物適正処理調整委員会」に改め、同条第1号中「事項」の次に「その他処理施設の設置に関する重要事項」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 法第19条の5第1項、法第19条の6第1項及び法第19条の8第1項（第4号に係る部分に限る。）に規定する生活環境の保全上の支障に関する事項

附 則

この告示の施行の際現に改正前の第24条の規定に基づく金沢市産業廃棄物処理施設調整委員会の委員である者は、当該委員の任期が満了するまでの間は、改正後の第24条の規定に基づく金沢市産業廃棄物適正処理調整委員会の委員とみなす。

平成17年(2005年)6月27日 印刷  
平成17年(2005年)6月27日 発行

定価 120円

発行人  
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地  
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
前 川 稔  
(株) 共 栄